

【NSW州】シドニー大都市圏等における新型コロナウイルス関連規制の強化(7月9日(金)午後5時以降)

【ポイント】

- NSW 州政府は新型コロナウイルスの市中感染者数及び感染源が不明な事例が増加している現状を危機的に捉えており、7月9日(金)午後5時以降、シドニー大都市圏、Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域での新型コロナウイルス関連規制を強化することを発表しました。強化される内容は以下のとおりです。(1)屋外での集会は2人まで。(2)屋外での運動は、在住する市(Local Government Area)内、または自宅から10キロ圏内に限定。他家庭との車の相乗り禁止。(3)目的のない買い物は禁止。必要不可欠な買い物は、1世帯あたり1日1人のみ。(4)葬儀への参列は10人まで。
- 外出制限令下における、外出可能な理由自体には変更ありません。
- NSW 州地方部の規制には変更ありません。

【本文】

1 NSW 州政府はシドニー大都市圏での新型コロナウイルスの市中感染者数及び感染源が不明な事例が増加している現状を危機的に捉えており、7月9日(金)午後5時以降、シドニー大都市圏、Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域での新型コロナウイルス関連規制を、以下のとおり強化することを発表しました。

- (1)屋外での集会は2人まで(同居家族を除く)。
- (2)屋外での運動は、在住する市(Local Government Area)内、または自宅から10キロ圏内に限定。他家庭との車の相乗りは禁止。
- (3)目的のない買い物は禁止。必要不可欠な買い物は、1世帯あたり1日1人のみ。
- (4)葬儀への参列は10人まで(7月11日(日)以降)。

2 外出制限令下における、外出可能な理由自体には変更ありません。

- (1)食品等必要不可欠な買い物(ただし、一世帯あたり1日1人のみ)
- (2)医療・介護ケア(新型コロナウイルス・ワクチン接種を含む)(介護ケアの場合でも訪問は1人に限定)
- (3)屋外での運動(2人以下に変更。ただし同居家族を除く)
- (4)必要不可欠な通勤・通学

3 NSW 州地方部の規制には変更ありません。

4 以上の規制の詳細及び最新情報は州政府のウェブサイトでご確認ください。

ONSW 州政府ウェブサイト

(7月9日付メディアリリース:シドニー大都市圏等における新型コロナウイルス関連規制の追加)

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/covid-19-restrictions-tightened-across-gr eater-sydney>

(州の新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>